

成果連動型委託契約（PFS）を活用した特定保健指導実施率向上支援事業 業務委託成果水準書

1 業務名

成果連動型委託契約（PFS）を活用した特定保健指導実施率向上支援事業

2 業務背景

本県の特定健診は 43.2%（R4）、全国順位 10 位（R4）と上位である一方で、特定保健指導の実施率は 34.9%（R4）、全国順位 21 位（R4）と中位にとどまっている。そのため、特定健診を受診し問題のあった方に適切な保健指導を十分に実施できていない課題がある。

令和 6 年度に「PFS を活用した特定保健指導実施率向上に向けたスキーム構築事業」を実施したところ、①特定保健指導の利用勧奨については、各市町村の直営で行っている場合が多く、また健診結果が悪い特定の人への個別アプローチが主であり、その成果は担当者の技量に大きく左右されること、②初回面談以降の特定保健指導の実施について、実施率が全国上位の県は直営が主であり、市町村内部での事例検討会や健診結果説明会の実施等、自治体による特定保健指導の実施体制が大きく影響することが明らかになった。

①、②から特定保健指導の実施率向上のためには市町村保健師等の技術向上、市町村実施体制の改善が重要だが、そのための効果的な手法を探るため、民間事業者の発想・創意工夫を取り入れられる PFS を活用する。

3 事業目的

県内全市町村の特定保健指導担当職員に対する、特定保健指導利用勧奨における技術向上支援及びモデル市町村における特定保健指導の実施体制の改善を行う事で、県内全体における特定保健指導の実施率の向上による国民健康保険被保険者の健康維持、健康寿命の延伸、医療費の適正化を目的とする。

4 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

ただし、6 業務概要中の（1）、（2）については令和 8 年 3 月 31 日までの実施とする。

5 契約期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

6 業務概要

以下の（1）、（2）の内容を実施する。

（1）県内全市町村を対象とした、特定保健指導利用勧奨技術向上支援

(例：研修・講習会の実施、新たな保健指導教材の提供等)

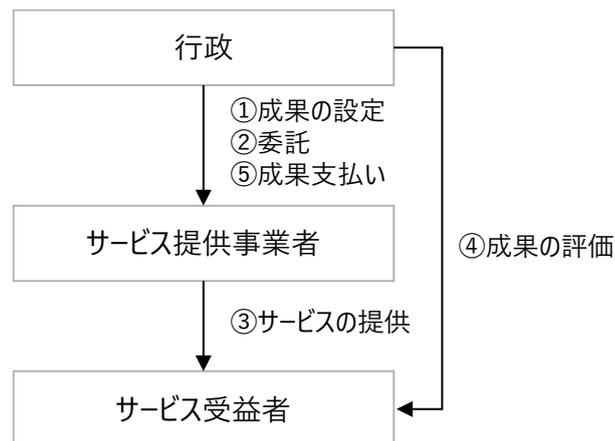
(2) モデル市町村（富山市、高岡市、滑川市）を対象とした、特定保健指導実施体制への改善支援

(例：モデル市町村の課題分析及びそれに対する支援策の提供、コンサルテーション、健康イベント等の開催、健診結果説明会の支援等)

7 PFS の説明

PFS は、地方公共団体等が、民間事業者等に委託等して事業を実施する際にその事業に、「行政課題」に対応した「成果指標」を設定し、事業終了時に成果指標の改善状況に連動した金額を民間事業者等に支払う仕組みである。この成果連動型の支払いによって、民間事業者の成果の追求が促進されるとともに、より高い成果を発揮することのできる最も効果的・先進的なノウハウを持つ民間事業者の参入が期待され、住民へのサービスの質の向上が見込まれている。また、本事業においては、中間支援組織への委託契約や、第三者評価機関は含まないものとする。

図表 1 PFS のスキーム図



8 業務範囲

本事業は PFS の手法を活用することから、6 業務概要における (1)、(2) について、受託者は提案内容に基づき、対象者に対して成果の達成に資する業務内容を実施する。提案内容については、本県及びモデル市町村との協議の上決定する。

ただし、業務範囲に特定保健指導の実施、利用券の発送は含まないものとする。

9 介入対象者

本業務は県内全市町村及びモデル市町村における広域型の事業であることを踏まえ、介入対象者は市町村を跨ぐ。

直接の介入対象者は県内全市町村における特定保健指導担当職員及びモデル市町村における特定保健指導担当課とする。また、事業の影響を受ける対象者としては県内における 40～74 歳の特定保健指導対象者とする。

(参考) 令和5年度の特定保健指導対象者規模と各市町村の特定健診受診率、特定保健指導実施率

	特定健診		特定保健指導（積極的＋動機付け）			
	対象者人数	受診率	対象者数	初回面談 実施者数	終了者数	実施率
富山市	44,835人	35.4%	1,842人	305人	288人	15.6%
高岡市	19,522人	50.6%	1,005人	222人	202人	20.1%
魚津市	4,945人	47.4%	221人	97人	98人	44.3%
氷見市	6,294人	49.3%	323人	128人	103人	31.9%
滑川市	3,679人	47.1%	153人	99人	92人	60.1%
黒部市	4,798人	49.0%	253人	114人	98人	38.7%
砺波市	5,511人	57.8%	356人	209人	180人	50.6%
小矢部市	3,678人	56.9%	236人	114人	94人	39.8%
舟橋村	224人	43.8%	15人	10人	5人	33.3%
上市町	2,531人	37.9%	121人	33人	30人	24.8%
立山町	3,024人	43.3%	175人	58人	57人	32.6%
入善町	3,269人	48.6%	177人	91人	75人	42.4%
朝日町	1,728人	46.3%	80人	58人	48人	60.0%
南砺市	6,771人	57.0%	525人	463人	392人	74.7%
射水市	10,337人	49.6%	608人	232人	215人	35.4%
合計	121,146人	44.8%	6,090人	2,233人	1,977人	32.5%

○提供データ

本県は、業務の委託にあたり必要に応じて次のデータ等を県から事業者を提供することを想定しており、提供するデータの詳細は以下の内容のとおりである。下記に記載のデータ及び下記以外のデータの提供を希望する場合、事前の質疑で確認すること。なお、データの提供までは、1か月程度の時間を想定している。

○国保総合システム

特定健診等被保険者データ (KD_IF015)

(直近データ：令和7年データ提供月作成分、令和3年4月1日以降の資格喪失者含む)

○特定健診等データ管理システム (令和5年度～令和6年度)

特定保健指導 CSV ファイル (FKAC165)

特定健診受診者 CSV ファイル (FKAC171)

(1) 業務の実施計画書

採択決定後、富山県や各市町からの必要情報（既存の特定保健指導の詳細等）を受け取った後に、業務の実施計画書を作成し、提出することとする。

提出期限：令和7年5月30日（金）

(2) 業務の実績報告会の実施（令和7年度業務完了後、令和8年度に実施）

上記（1）業務の実施計画書に基づき単年度業務完了後に、どのような現状分析を行い、どのような支援を行ったかについて報告書を作成し、全市町村への報告会を開催するものとする。

なお、報告会に要する費用は令和8年度固定費分（1,100千円）として予算措置している。

【報告会の内容に含める事項】

- ・事業の実施内容
- ・事業による効果、成果

その他記載する内容については、県及び事業者との協議によって決定する。また、上記の内容を記載した実績報告書を報告会の実施後に提出することとする。

報告会実施期限：令和9年3月17日（水）

実績報告書提出期限：令和9年3月31日（水）

(3) 打合せ等の実施・参加

定期的に県やモデル市町村との情報共有、報告の場を設けることとする。頻度については、企画検討、介入の時期によって異なることが想定されるため、契約後関係者間で取り決めを行う。

11 成果指標

成果として以下の指標を設定する。

- (1) 県内全市町村を対象とした、特定保健指導利用勧奨技術向上支援に対する成果指標：県内全市町村における初回面談実施人数増加分

- (2) モデル市町村（富山市、高岡市、滑川市）を対象とした、特定保健指導実施体制への改善支援に対する成果指標：モデル市町村における特定保健指導の実施終了人数増加分

12 支払方法と支払（上限）額

業務年度の支払は、固定分と成果連動分の2回に分けて行う。

なお、成果連動分支払時期は、業務年度の法定報告値が次年度に確定する関係上、支払が年度を跨ぐ。

固定分支払いは、本県に提出する業務実績報告書の作成の提出後に県から支払を行う。

成果連動分支払いは、業務年度の次年度に本県が最終成果値を確認し、民間事業者に成果値及び当該年度における確定額を通知する。その後、民間事業者から提出された請求書に基づき支払いを行う。

また、支払年度ごとの支払（上限）額は、以下のとおりである。

業務実施年度	固定分		成果連動分	
	支払時期	支払額	支払時期	支払上限額
令和7年度	令和8年5月	9,585,000円	支払なし	0円
令和8年度	令和9年5月	1,100,000円	令和9年5月	2,420,000円 (特定保健指導実施率5%相当上昇)

13 支払条件（成果連動分）

上記の成果連動分について、各成果指標の成果値、基準値及び支払条件は以下のとおりである。

ただし、その際、成果値が基準値に満たない場合は、支払いは発生しない。

（1）県内全市町村における特定保健指導初回面談実施人数増加分

成果値 令和7年度における県内市町村における特定保健指導初回面談実施人数の合計（法定報告値）

基準値 令和5年度における県内県市町村における特定保健指導初回面談実施人数の合計（2,233人）

支払金額を算出する際の式は、以下の通りとする

- 算出式

$$\text{支払金額} = (\text{成果値} - \text{基準値}) \times 4,000 \text{円}$$

- 算出例

令和7年度の成果値が、2,333人だった場合は、400,000円の成果連動支払を行う。

$$400,000 \text{円} = (2,333 - 2,233) \times 4,000 \text{円}$$

（2）モデル市町村における特定保健指導の実施終了人数増加分

成果値 令和7年度におけるモデル市町村における特定保健指導の実施終了人数の合計（法定報告値）

基準値 令和5年度におけるモデル市町村における特定保健指導の実施終了人数の合計（582人）

支払金額を算出する際の式は、以下の通りとする

- 算出式

$$\text{支払金額} = (\text{成果値} - \text{基準値}) \times 8,000 \text{ 円}$$

- 算出例

令和7年度の成果値が、682人だった場合は、800,000円の成果連動支払を行う。

$$800,000 \text{ 円} = (682 - 582) \times 8,000 \text{ 円}$$

(補足：基準値が(1)2,233人(2)582人であり、成果値が(1)2,200人、(2)550人であった場合、(1)、(2)ともに成果連動費分の支払は発生しない。)

なお、成果指標の基準値について、単年度事業実施後の実績値が前年度事業実施後の実績値と大幅な乖離がある場合には、有識者等を交えて支払条件を再設定する可能性がある。

事業期間内において、感染症や災害、関連政策の変化等によって成果値が影響を受けるような事象が生じた際は、それらの影響分を勘案し、成果を評価する。

また、令和6年度の法定報告値が令和7年11月頃に公表されることを踏まえ、令和6年度の法定報告値が判明した時点で成果指標の基準値を令和5年度の実績値から令和6年度の法定報告値に置き換えるものとする。

14 評価機関

介入による成果を測るにあたって、法定報告値を活用できることから、第三者評価機関の設置は基本的に行わず、本県が評価結果を取りまとめることとする。ただし、民間事業者による評価結果に疑義がある場合や、成果指標の基準値が、前年度の実績値と大幅な乖離がある場合など、第三者の立場からの視点での介入が必要になった場合は、必要に応じて外部アドバイザー（有識者等）を設置する。